

三条市美術展運営委員会設置要領

(目的)

第1条 三条市美術展（以下、「市展」という。）の円滑な運営を図るため、三条市美術展開催要綱第7条の規定による三条市美術展運営委員会（以下、「運営委員会」という。）について必要な事項を定める。

(運営委員会の職務)

第2条 運営委員会は、次に掲げることについて会長に答申する。

- (1) 市展を開催するための運営企画に関すること。
- (2) 開催事項および出品規定に関すること。
- (3) 審査員の推せんに関すること。
- (4) その他市展運営に必要な事項に関すること。

(委員長及び副委員長)

第3条 運営委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、運営委員の互選により定める。

(委員長の職務)

第4条 委員長は運営委員会を代表し、会務を総理する。

(副委員長の職務)

第5条 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員長及び副委員長の任期)

第6条 委員長及び副委員長の任期は運営委員の任期とする。

(会議の招集)

第7条 運営委員会の会議は必要に応じて会長または委員長が招集する。

附 則

この要領は平成17年5月1日から実施する。